

平成 27 年 8 月 27 日

各 位

会社名 株式会社インサイト
代表者 代表取締役社長 浅井 一
コード番号 2172 札幌証券取引所 アンビシャス
問合せ先 取締役管理部長 工藤 禎
電話番号 011-233-2221 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、平成 27 年 9 月 24 日開催予定の第 41 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲が変更されましたので、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第 29 条(取締役の責任免除)及び第 37 条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。~~

なお、定款第 29 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 29 条 〔条文省略〕 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第 29 条 〔現行どおり〕 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> と、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(監査役の責任免除) 第 37 条 〔条文省略〕 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役の責任免除) 第 37 条 〔現行どおり〕 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役と</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 9 月 24 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 9 月 24 日 (木曜日)

以 上